

循環型社会推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町（以下「構成市町」という。）及び城南衛生管理組合（以下「組合」という。）では、循環型社会形成の推進、脱炭素社会の実現、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた地球温暖化防止の実効を図り、資源の有効活用、廃棄物の抑制と再資源化を進めていくこととしており、組管内の住民や学識経験者等の意見を受け、施策の参考とすることを目的に循環型社会推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 学識経験者

(2) 住民

(3) 議会議員

(4) 構成市町職員

(5) 前各号に掲げる者のほか組合管理者が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。

3 組合管理者は、会議の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 推薦等により選考された本条第1項第2号及び第3号に定める者が組管内に在住または通勤するものでなくなったとき。

(2) やむを得ない理由により解嘱を申し出たとき。

(3) その他解嘱することにつき相当な理由があると組合管理者が認めるとき。

(委員長及び副委員長)

第3条 会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意

見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、城南衛生管理組合総務部循環型社会推進課が処理する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 9 日から施行する。